

京都市文化芸術表彰規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年11月24日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 23 号

京都市文化芸術表彰規則の一部を改正する規則

京都市文化芸術表彰規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市文化芸術産業観光表彰規則

第1条第1項及び第2項第5号中「文化芸術」の右に「又は産業若しくは観光」を加える。

第2条中「文化市民局長」の右に「又は産業観光局長」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(産業観光局産業戦略部産業総務課)